稲沢市久納奨学基金奨学生選考基準

平成３０年４月１日
施行
改正　令和８年９月９日

１　人物について

稲沢市久納奨学基金規則（平成 29 年稲沢市教育委員会規則第６号）第５条第１項第１号に規定する稲沢市久納奨学基金奨学生願書（以下「願書」という。）及び同項第２号に規定する稲沢市久納奨学基金奨学生推薦調書（以下「推薦調書」という。）等の内容を基に審査する。

２　学業成績について

推薦調書に記載された中学校３年間の成績の平均値が５段階評価で３．０以上の者から決定する。

３　家庭の所得状況について

独立行政法人日本学生支援機構が定める業務方法書を準用し、第一種奨学金に係る家計基準における貸与額算定基準額の算定方法を参考に、次の式により算定した生計維持者の市奨学金算定基準額（１００円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額）の合計が１８９，４００円以下となる者から決定する。

課税標準額×０．０６－市町村民税調整控除額　－　特別控除額（注１）

※生計維持者とは、申請者の親権者、未成年後見人その他申請者の生計を主として維持する者をいう。
※生計維持者の判断に当たっては、日本学生支援機構の奨学金に係る家計基準における生計維持者の考え方を参考にする。
※課税標準額とは所得から各種控除を差し引いて税額計算の基準となる金額
※市町村民税調整控除額とは所得税と住民税の負担差を調整するために市町村民税から差し引かれる控除額
※支給対象者の保護者等の市町村民税所得割額が非課税の場合には、市奨学金算定基準額を０円とする。

（注１）　特別控除額

区分	特別控除額
生計維持者が２人を超える子供を扶養している場合（多子控除）	２人を超える子ども１人につき ４０，０００円
ひとり親世帯に該当する場合（ひとり親控除）	４０，０００円
備考　この表において扶養している子どもの数は、住民税情報を適用する。	

※本制度において特別控除額とは、上表に定める多子控除及びひとり親控除の合計額をいう。

※特別の事情が２つ以上ある場合は、これらの特別控除を合わせて控除することができる。
※独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金に係る家計基準において、多子控除、ひとり親控除その他これらに相当する控除の額又は取扱いに変更があった場合は、必要に応じて本制度の特別控除額の見直しを行うものとする。

４　募集人数を超える応募があった場合の取り扱い

学業成績に基づき付与する点数及び家庭の所得状況に基づき付与する点数の合計点が高いものから順に奨学生として決定する。

⑴　学業成績に基づき付与する点数

推薦調書に記載された中学校３年間の成績の平均値が高い者から順位を付け、最高順位の者に応募人数と同数の点数を付し、以下、順位が下がる毎に、１点ずつマイナスした点数を付していく。

⑵　家庭の所得状況に基づき付与する点数

「３　家庭の所得状況について」の計算式より算出された合計額が低い者から順位を付け、最高順位の者に応募人数と同数の点数を付し、以下、順位が下がる毎に、１点ずつマイナスした点数を付していく。

⑶　合計点による決定

(1)及び(2)による点数の合計が高い者から順位を付け、募集人数の上限までを奨学生として決定する。

⑷　合計点が同点の場合

(1)及び(2)による点数の合計が同点の場合は、「３　家庭の所得状況について」の計算式より算出された合計額が低い者を高順位として(3)を適用する。